

長岡工業高等専門学校個人情報の管理に関する規程

平成20年12月1日制定

(趣旨)

第1条 長岡工業高等専門学校の保有する個人情報の管理については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第59号。以下「法」という。)、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則(平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構第65号。以下「管理規則」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則(平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第66号。以下「取扱規則」という。)に定めるもののほか、長岡工業高等専門学校(以下「本校」という。)における本校の保有する個人情報の管理について必要な事項を定める。

(保有個人情報の管理体制)

第2条 本校における保有個人情報の管理は、本校情報セキュリティ管理規程第2条に定める保護管理者、保護担当者をもって充てる。

(教職員の責務)

第3条 保有個人情報を取り扱う教職員は、法の趣旨に則り、管理規則第5条に規定する総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(個人情報相談窓口)

第4条 本校に、取扱規則第2条第2項並びに第18条第2項に規定する窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

2 個人情報相談窓口は、総務課総務グループに置く。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、本校の所有する個人情報の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。